

議案第16号

鶴見工場建替・運転委託事業の建設工事請負契約の一部変更について

鶴見工場建替・運転委託事業の建設工事請負契約（令和5年2月6日議決）の一部を次のとおり変更する。

変更後の契約金額	令和5年2月6日議決における 契約金額
61,990,071,000円	48,730,000,000円

令和8年8月25日提出

大阪広域環境施設組合管理者 横 山 英 幸

説 明

鶴見工場建替・運転委託事業の建設工事請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

鶴見工場建替・運転委託事業の事業契約の締結について

鶴見工場建替・運転委託事業の事業契約を次の要項により締結する。

1 事業概要 (1) 設計・建設業務

一般廃棄物処理施設（ごみ焼却場）の設計・建設

処理方式：全連続燃焼式（ストーカ炉）

処理能力：620トン／日

(2) 運転管理業務

一般廃棄物処理施設（ごみ焼却場）の運転管理

運転管理期間：20年間

2 契約の相手方 (1) 基本契約

大阪市住之江区南港北1丁目7番89号

日立造船株式会社

大阪府中央区北浜3丁目5番29号

株式会社 大林組

大阪府中央区久太郎町2丁目5番28号

H i t z 環境サービス株式会社

(2) 建設工事請負契約

大阪市住之江区南港北1丁目7番89号

日立造船・大林組特定建設工事共同企業体

構成員 日立造船株式会社（代表者）

株式会社 大林組

(3) 運転管理業務委託契約

大阪府中央区久太郎町2丁目5番28号

H i t z 環境サービス・日立造船共同企業体

構成員 H i t z 環境サービス株式会社（代表者）

日立造船株式会社

3 契 約 金 額 事業契約 54,758,000,000円

うち、建設工事請負契約 48,730,000,000円

運転管理業務委託契約 6,028,000,000円

4 契 約 期 限 事業契約 令和31年3月31日

うち、設計・建設業務 令和11年3月31日

運転管理業務 令和31年3月31日

（ただし、運転管理業務開始は令和11年4月1日から）

5 事 業 場 所 大阪市鶴見区焼野2丁目11番

議会の議決に付すべき契約に関する条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、大阪広域環境施設組合議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が600,000,000円を超える工事又は製造の請負とする。ただし、既決契約の一部変更（契約金額の2割を超える増減がある場合を除く。）については、この限りでない。